

米関連政策の実施状況等について

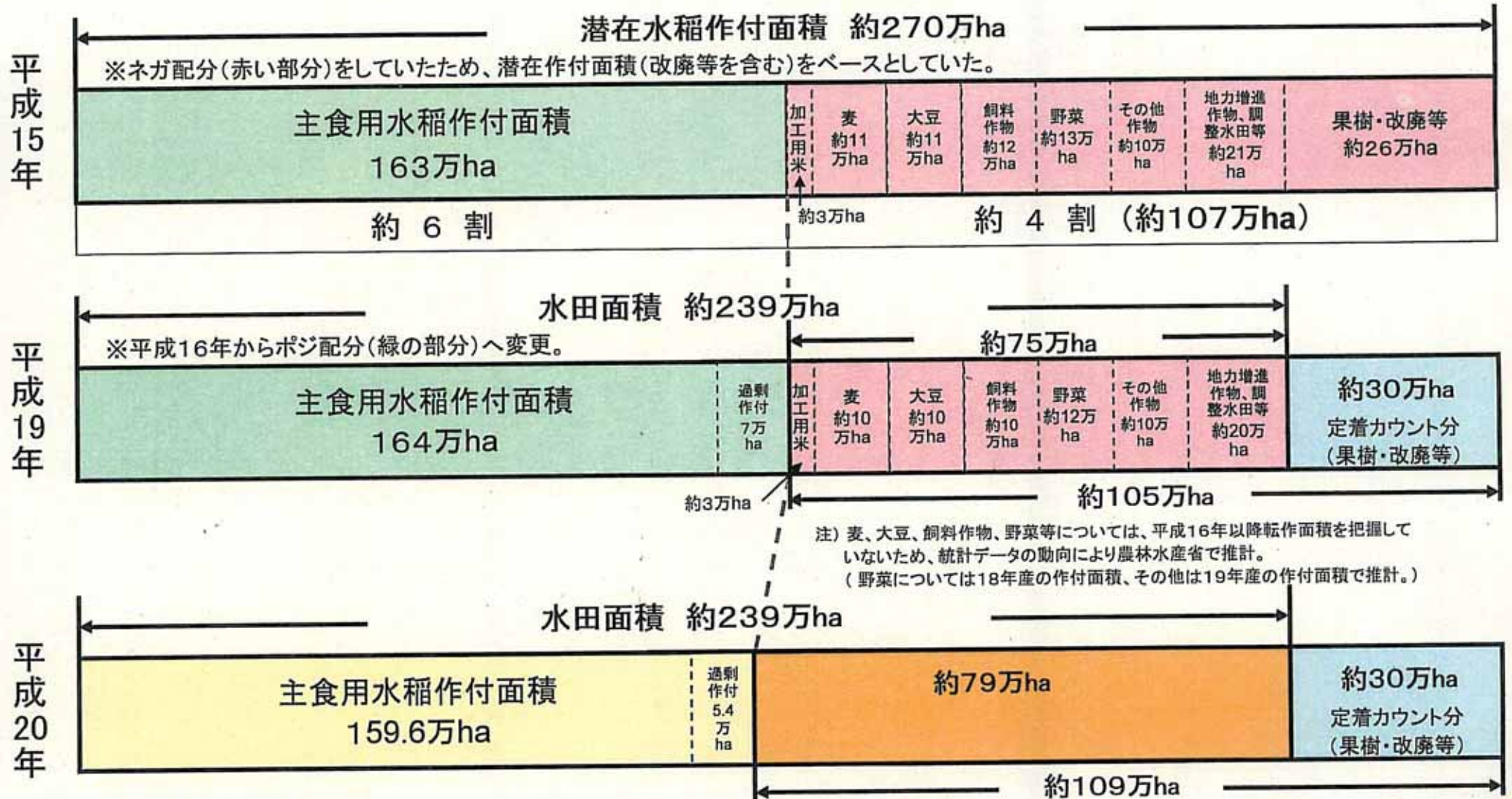
- 1 生産調整の実施状況
- 2 生産対策（産地づくり対策等）の実施状況
- 3 収入減少影響緩和対策等の実施状況
- 4 米の備蓄運営等の実施状況
- 5 20年産米の動向

目 次

1 生産調整の実施状況	
水稲及び転作作物の作付状況の推移	1
平成20年産の都道府県別の生産調整の取組状況	2
19年産における達成者・未達成者別、規模別の人数・作付面積(全国・推計値)	3
生産調整実施者・非実施者の意識	4
21年産の生産目標数量に係る都道府県間調整について	5
2 生産対策(産地づくり対策等)の実施状況	
水田等の有効活用による食料供給力向上対策	6
米粉・飼料用米等の定着拡大について	7
3 収入減少影響緩和対策等の実施状況	
収入減少影響緩和対策の仕組み	8
平成19年産における特例措置及び20年産以降の措置	9
平成19年産の補てんの実施地域	10
水田・畑作経営所得安定対策の加入申請状況(平成20年産)	11
(参考)加入申請経営体の20年産作付予定面積	12
稲作構造改革促進交付金について	13
稲作構造改革促進事業の実施状況(稲構交付金の融通状況)	14
産地づくり交付金及び稲作構造改革促進交付金の関係図	15
4 米の備蓄運営等の実施状況	
備蓄の意義及び適正備蓄水準の考え方	16
備蓄運営方式	17
政府米の買入・販売数量等の推移	18
年産別財政負担(試算)	19
平成19年産米のコメ価格センター価格と相対取引価格の推移	20
19年産米政府買入れ・販売抑制の効果	21
今後の備蓄運営のやり方の検討	22
5 20年産米の動向	
米の需要量の状況	23
平成20年産米の価格の動向	24

1 生産調整の実施状況

○水稲及び転作作物の作付状況の推移



○平成20年産の都道府県別の生産調整の取組状況

- 20年産米における主食用水稻作付面積は、前年産より約4万ha減少しているものの、依然として目標を約5.4万haオーバーしている状況。
- 生産調整目標達成県は、昨年より11県増加し、27都道府県となった。

都道府県名	生産目標数量 ①	実生産量 ②	②-①	①を面積換算したものの ③	実作付面積 ④	④-③	都道府県名	生産目標数量 ①	実生産量 ②	②-①	①を面積換算したものの ③	実作付面積 ④	④-③
	トン	トン	トン	ha	ha	ha		トン	トン	トン	ha	ha	ha
全国	8,149,720	8,658,000	508,305	1,542,121	1,596,276	54,200	滋賀	174,810	173,300	▲ 1,510	33,026	32,698	▲ 928
北海道	598,930	626,600	27,670	112,288	110,931	▲ 1,355	京都	80,880	82,000	1,120	15,814	15,720	▲ 94
青森	267,761	291,400	23,639	46,165	47,690	1,525	大阪	27,980	29,700	1,720	5,661	5,848	184
岩手	295,730	296,400	670	55,459	55,090	▲ 369	兵庫	193,400	199,300	5,900	38,389	38,370	▲ 20
宮城	375,480	369,600	▲ 5,880	70,850	70,790	▲ 60	奈良	43,630	49,400	5,770	8,508	9,495	988
秋田	474,810	522,500	47,690	82,917	86,816	3,899	和歌山	37,020	39,000	1,980	7,511	7,730	219
山形	381,940	404,100	22,160	64,261	65,531	1,271	鳥取	72,510	72,100	▲ 410	14,220	13,972	▲ 248
福島	367,410	435,500	68,090	68,397	80,839	12,443	島根	98,050	98,100	50	19,314	19,204	▲ 110
茨城	356,250	410,300	54,050	68,479	76,381	7,902	岡山	167,040	184,900	17,860	31,793	33,482	1,689
栃木	321,500	341,300	19,800	59,650	62,457	2,807	広島	138,370	140,100	1,730	26,440	26,042	▲ 398
群馬	83,270	90,700	7,430	16,858	18,128	1,270	山口	121,870	124,500	2,630	24,135	23,861	▲ 274
埼玉	161,820	174,800	12,980	32,790	35,605	2,815	徳島	61,510	70,100	8,590	12,989	13,873	884
千葉	263,010	345,500	82,490	49,786	61,791	12,005	香川	76,640	77,700	1,060	15,355	15,190	▲ 166
東京	930	765	▲ 165	230	187	▲ 43	愛媛	79,840	82,300	2,460	16,031	15,656	▲ 375
神奈川	15,180	16,400	1,220	3,137	3,228	91	高知	52,110	67,000	14,890	11,377	13,579	2,202
新潟	575,000	614,400	39,400	106,903	111,486	4,583	福岡	197,260	196,400	▲ 860	39,370	39,191	▲ 179
富山	207,140	211,400	4,260	38,720	38,276	▲ 444	佐賀	144,940	138,000	▲ 6,940	27,389	26,732	▲ 657
石川	133,269	134,900	1,631	25,780	25,618	▲ 162	長崎	66,340	68,200	1,860	14,002	14,215	213
福井	136,330	138,600	2,270	26,370	26,214	▲ 156	熊本	206,460	205,100	▲ 1,360	40,088	39,319	▲ 769
山梨	28,670	28,800	130	5,240	5,253	13	大分	127,160	128,700	1,540	25,278	24,829	▲ 449
長野	206,910	216,200	9,290	33,208	34,107	899	宮崎	103,150	103,700	550	20,955	20,318	▲ 636
岐阜	121,770	121,500	▲ 270	24,951	24,767	▲ 184	鹿児島	120,600	122,500	1,900	25,180	24,895	▲ 284
静岡	87,430	93,400	5,970	16,736	18,016	1,280	沖縄	3,220	3,160	▲ 60	1,046	1,010	▲ 36
愛知	144,370	160,500	16,130	28,455	31,104	2,649							
三重	150,020	157,200	7,180	30,026	30,745	719							

注1:生産目標数量は県間調整後の数値。また、生産調整カウントとなる加工用米・新規需要米の取組数量は含まない。

注2:①の面積換算値は、生産調整方針作成者が参加農業者に配分した生産数量目標の面積換算値の積み上げの数値。

注3:③は、統計部公表の水稲作付面積から加工用米・新規需要米の取組面積を控除したもの。

注4:なお、生産調整達成県は、④-③が▲になっている県のほか、出入り作面積を考慮した場合達成となる山梨県・三重県、さらに主食用以外の用途への事後対策の取組により達成となる長崎県を含めた27道府県となる。

○19年産における達成者・未達成者別、規模別の人数・作付面積(全国・推計値)

○ 生産調整未達成者の状況をみると、人数ベースでも作付面積ベースでも、中・小規模の農業者のウエイトがかなり高い。

○水稲作付農業者2,497千人(1,638千ha)

	中・小規模農業者 (2,426千人、97%) (1,110千ha、68%)		大規模農業者 (71千人、3%) (527千ha、32%)	
	1ha未満	1ha以上3ha未満	3ha以上10ha未満	10ha以上
生産調整達成者 (1,749千人、70%) (1,267千ha、77%)	(1,476千人、59%) (471千ha、29%)	(213千人、9%) (330千ha、20%)	(48千人、2%) (234千ha、14%)	(12千人、0%) (232千ha、14%)
生産調整未達成者 (748千人、30%) (370千ha、23%)	(655千人、26%) (193千ha、12%)	(82千人、3%) (116千ha、7%)	(10千人、1%) (43千ha、3%)	(1千人、0%) (18千ha、1%)

注1:地域協議会から報告のあった水稲作付農業者2,182千人のデータにより推計。

注2:生産数量目標配分対象農業者数は3,276千人(水稲作付農業者2,497千人、水稲作付がゼロの農業者779千人)。

○生産調整実施者・非実施者の意識

中小規模・生産調整実施

- 兼業先収入が十分でない中では、米の収入も重要であり、米価が下がればコスト割れになるので、生産調整は必要。

実施共通

- 水田の水管理など、地域社会の和は重要であり、これを崩したくない。
- 従来から、農協の方針には従っている。

大規模・生産調整実施

- 米価が下がれば、経営へのダメージが大きいので、生産調整は必要。
- 収入減少影響緩和対策のメリットを受けるには、生産調整をやる必要。

中小規模・非実施

- 兼業先収入が十分でない中では、米の収入も重要であり、庭先まで集荷業者がきて、そこそこの価格で買ってくれる。
- 数年後にはリタイアし、後継者もいないから、それまでは従来と同じようにやりたい。
- 自家消費・縁故米中心であり、とやかく言われたくない。

非実施共通

- 湿田のため、米以外のものを栽培できない。
- 米以外のものを栽培する技術を確立するのが大変。
- 現在の産地づくり交付金水準、今回限りの緊急一時金では、生産調整をやるメリットがない。(周囲の実施者からみても実施者が増加すると補助単価が薄まるため、反発)
- 収入減少影響緩和対策も、価格が中長期的に下落すれば標準的収入額が下がっていくなど、十分なメリットではない。
- いざとなれば、政府が米価対策を打つ可能性が高いので主食用米を作り続けたほうが得。
- 自分が生産調整をやらなくても他の人がやれば、そのメリットを受けられる。
- 自分が生産調整に参加しても、他の人がやらなければバカを見る。
- 水田では主食用米を作るのが当たり前である。

大規模・非実施

- 消費者直売など、有利な販路を確保しており、生産調整をやれば販路を失い、所得が減少する。
- 米価が下がっても自己責任であると覚悟してやっており、余計な干渉はしないでほしい。
- これまで過剰作付であったため、ペナルティ的に高い転作率となっており、100%達成の可能性がない。
- 基盤整備等各種債務の償還もあり、所得確保上、主食用米をつくっている。
- 農協との関係が悪い。

○21年産の生産目標数量に係る都道府県間調整について

- 21年産の都道府県別の需要量に関する情報の提供後、都道府県から需要量に関する情報の増減の申し出を受け付けた上で、国が調整を実施。
- 21年産の調整数量は、9,520トン(20年産の調整数量より1,940トン増加)

○ 目標を削減する都道府県 (生産調整拡大)

宮城県	250 トン
佐賀県	8,580 トン
大分県	690 トン

3県



○ 目標を増加する都道府県 (米の生産数量拡大)

山形県	931 トン
山梨県	297 トン
長野県	1,579 トン
新潟県	5,040 トン
石川県	1,673 トン

5県

2 生産対策(産地づくり対策等)の実施状況

○水田等の有効活用による食料供給力向上対策

- 国際的な穀物需給のひっ迫等に対応し、国産農産物の安定供給体制を確立するため、水田等を有効活用して自給力・自給率向上に結びつく作物の需要に応じた生産拡大を推進（21～23年度）

水田等有効活用促進交付金

404億円

(新しく自給力・自給率向上に貢献しようとする取組への支援)

- 食料自給率向上のため、転作の拡大、調整水田への作付けなど、21年度から新たに自給力・自給率向上戦略作物(大豆、麦、飼料作物、米粉・飼料用米等)を作付拡大した場合、拡大面積に対して助成金を交付

【助成対象、毎年の単価】 (水田表作の場合) (単位:千円/10a)

助成対象作物	水田等有効活用促進交付金		水田経営所得安定対策成績払	助成金合計
	面積払	水田経営所得安定対策固定払相当額助成		
大豆	35	20	7	62
小麦	35	27	13	75
飼料作物	35 (+13)	—	—	48
米粉・飼料用米等	55	—	—	55

(注)・麦については22年度から対象(別途平成20年度補正予算において21年度を対象にした対策を実施)。
 ・経営所得安定対策固定払相当額及び成績払の助成対象者は水田・畑作経営所得安定対策の対象者。
 ・飼料作物の13千円/10aは耕畜連携水田活用対策事業の助成金(上限)。
 ・米粉・飼料用米等の単価のうち5千円/10aはコスト削減等の取組に対する加算。
 ・大豆については単収向上に資する数量的要素を加味(単収3俵以上の場合3千円/俵を加算)。
 ・水田裏作麦の作付拡大は15千円/10a(助成期間3年)。畑不作付地への作付拡大は15千円/10a(助成期間1年)。

○ 助成金受給要件

- ・ 生産調整実施者であること
- ・ 実需者との播種前契約等があること
- ・ 捨て作りを行わないこと
- ・ 戦略作物を新規転作田及び作物を作付けていない水田等で作付拡大すること
- ・ 低コスト生産を行うこと

産地確立交付金

1,466億円

[所要額]

(既存の産地づくりの取組への支援)

- 産地づくり交付金を見直し、既存産地の創意工夫を活かした取組を支援するため、地域が単価を設定する仕組みを維持しつつ、自給力・自給率向上に向けた効果が一層高まるよう所要の見直しを実施

- ・ 調整水田等不作付地は助成対象から除外等、自給力・自給率向上の観点から用途を重点化
- ・ 他の地域協議会に比べ著しく高い助成単価は是正

強い農業づくり交付金のうち食料自給率向上対策分

(戦略作物の生産性向上への支援)

30億円

- 戦略作物の需要に応じた生産拡大に必要な施設等の整備を支援。

多収性稲種子の安定供給支援事業

(多収性稲種子の安定供給の確立)

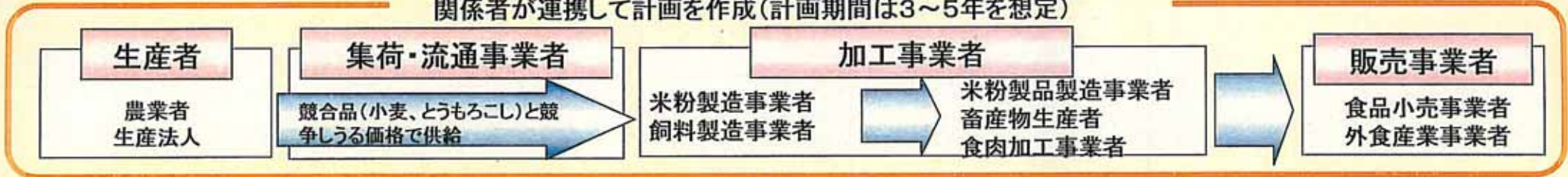
0.6億円

- 米粉・飼料用米等の低コスト生産に必要な多収性稲種子の安定供給を図る取組を支援。

○米粉・飼料用米等の定着拡大について

確実に消費されるよう、関係者の連携が前提

関係者が連携して計画を作成(計画期間は3~5年を想定)



支援措置

生産者に対する支援

米粉・飼料用米等の生産者に対し、地域水田農業推進協議会等を通じ、助成金を交付(水田等有効活用促進交付金(404億円)の一部を活用)

【交付要件】

- ① 実需者との播種前契約等があること
- ② 低コスト生産を行うこと
- ③ 捨て作りを行わないこと

【助成水準】 毎年 5.5万円/10a
(うち0.5万円/10aはコスト削減等の取組に対する加算)

【事業期間】 平成21年度～平成23年度

都道府県の種苗関係団体等が行う多収性稲種子の安定供給に対する支援

都道府県の種苗関係団体等が実施する多収性稲種子の安定供給を図る取組を支援(多収性稲種子の安定供給支援事業58百万円)

生産者、集荷・流通事業者、加工事業者等が整備する機械・施設等に対する支援

活性化計画を策定した地域において、関係者が上記の計画を作成することを前提に、次の支援を実施(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(新規需要米生産製造連携関連施設整備事業)40億円)

【施設整備等の支援(補助率:定額(1/2))】

- ① 農業生産機械の導入
- ② 加工施設の整備
- ③ 乾燥調整・集出荷貯蔵施設の整備 等

【製品市場動向分析、製品開発研究等の支援(補助率:定額(1/2))】

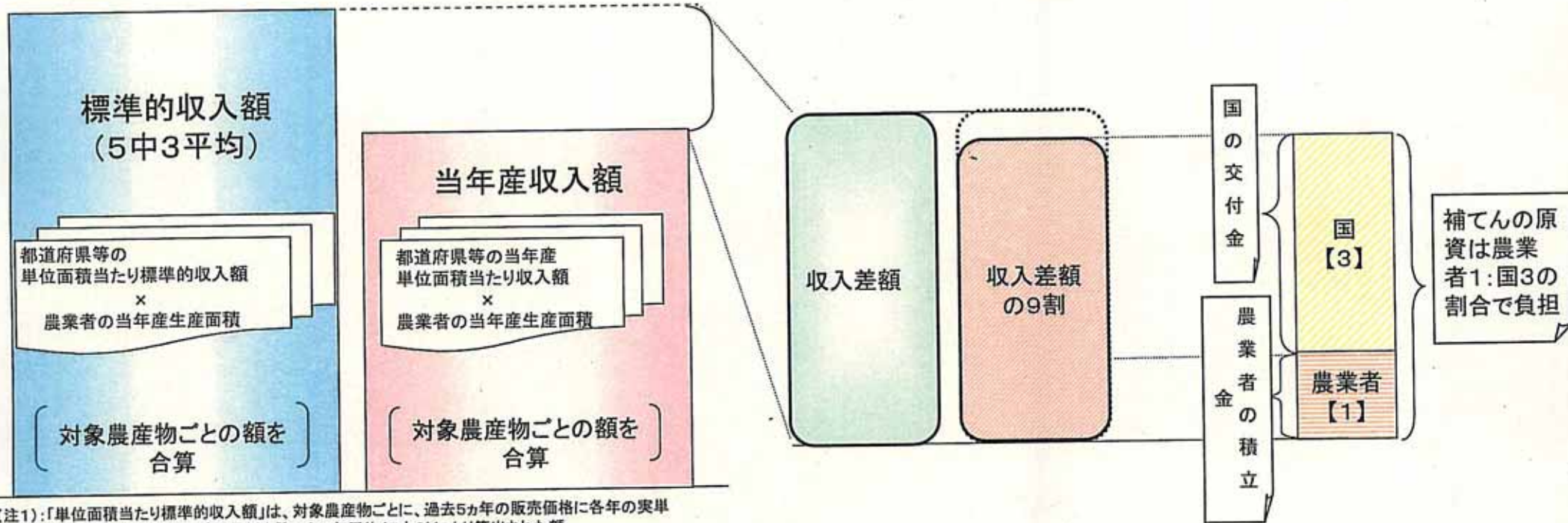
米粉利用を加速化する基盤技術の開発

製粉・ブレンド技術の確立に必要な米粉の品質特性の解明等基盤技術の開発を実施

3 収入減少影響緩和対策等の実施状況

○収入減少影響緩和対策の仕組み

- 収入減少影響緩和対策は、生産調整を実施する担い手の収入が、過去5カ年のうち最高・最低を除く3カ年の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割が補てんされる仕組み。
- 10%の収入減少に対しては、そのうちの9割が補てんされる基本設計となっていることから、補てんにより標準的収入額の99%まで収入が回復。

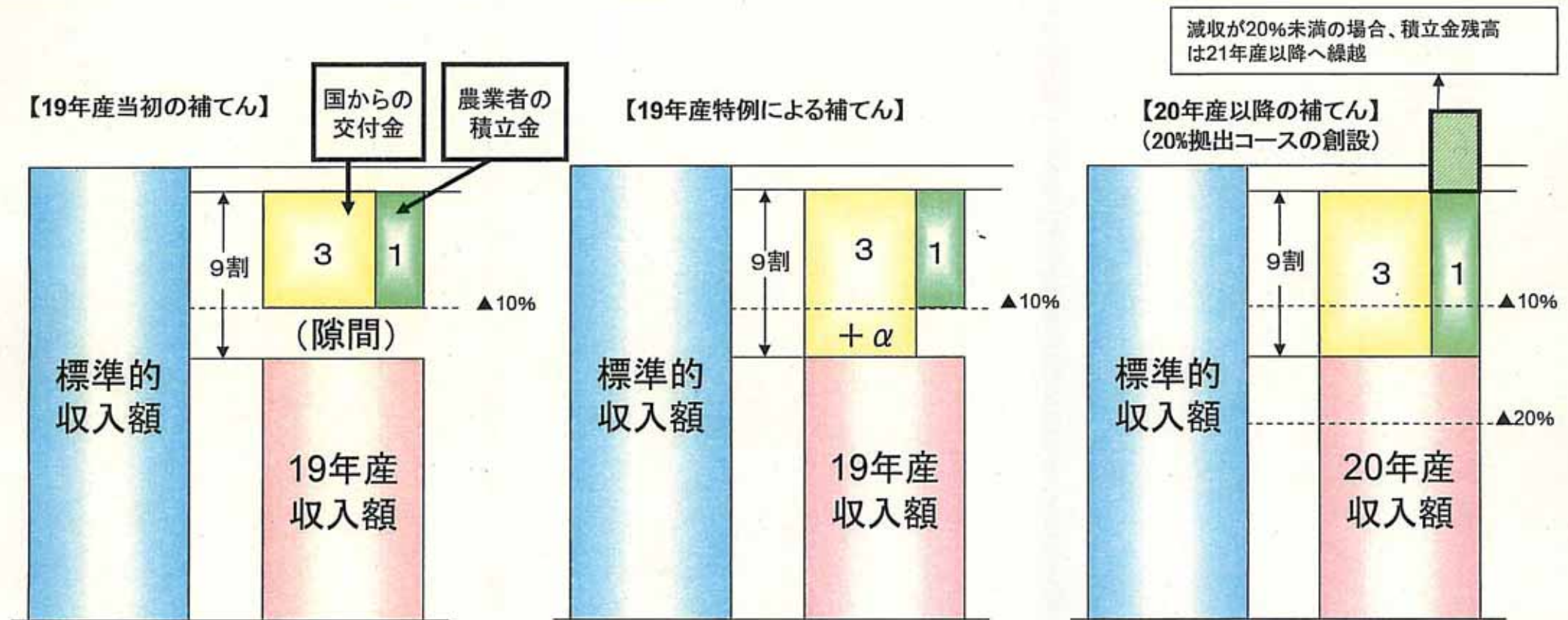


(注1):「単位面積当たり標準的収入額」は、対象農産物ごとに、過去5カ年の販売価格に各年の実単収を乗じて得た額の最高と最低を除いた3年平均(5中3)により算出された額
(注2):「当年産単位面積当たり収入額」は、対象農産物ごとに、当年の販売価格に当年の実単収を乗じて得た額
(注3): 当年産の実単収が標準単収の9割を下回った場合は、農業災害補償制度が発動したものとみなし、共済金相当額を収入差額の9割から控除

○平成19年産における特例措置及び20年産以降の措置

○ 平成19年産米については、一昨年秋に低水準の価格で取引がスタートしたことから、農業者の不安を払拭するため、19年12月に以下のとおり、対策を見直し。

- ① 19年産で10%を超える減収があった場合でも、10%を超える減収についても、通常は必要な農業者の積立金の拠出なしに国の負担分による補てんが行われるよう措置。
- ② 20年産以降について、農業者の選択により、10%を超える減収に備えた積立金の拠出も行えるよう仕組みを改善(既存の10%拠出コースに加え、新たに20%拠出コースを創設)。



(注)：農業者は選択により、10%の減収を想定した積立金か20%の減収を想定した積立金のいずれかの拠出を行う。

○平成19年産の補てんの実施地域

- 10%までの減収に対する補てん(原則補てん)については、本対策への加入者がいない東京都及び大阪府並びに収入が増加した北海道の一部地域を除く45道府県において補てんを実施。
- また、当該45道府県中、36道府県の全域又は一部の地域で、10%を超える減収に対応する補てん(追加補てん)を実施。

原則補てんが行われた道府県	うち追加的補てんが行われた道府県
45道府県 〔 北海道は増収した一部地域を除く。 〕	36道府県 〔 うち全域28府県、一部の地域8道県。 〕
東京都及び大阪府は加入者なし。	青森県、宮城県、秋田県、山形県、神奈川県、滋賀県、山口県、愛媛県、大分県を除く。

○水田・畑作経営所得安定対策の加入申請状況（平成20年産）

- 20年産における加入申請経営体数は、認定農業者78,619、集落営農組織5,655、合計84,274経営体。
- 19年産と比較して、認定農業者は11,574の増（+17.3%）、集落営農組織は269の増（+5.0%）、全体で11,843経営体の増（16.4%）。
- 麦、大豆等は本対策対象者の加入が初年度にほぼ終了していることから、20年産における増加分のほとんどは収入減少影響緩和対策に加入する米の生産者。
- 市町村特認による加入は10,569経営体で加入申請経営体全体の12.5%。
- 市町村特認は、一番多いのは新潟県の3,162経営体、次いで秋田県の1,202経営体、北海道、東北などの米どころで多く活用。

○ 20年産加入申請経営体数

単位：経営体、%

	平成20年産	平成19年産	増減数	増減率
全国計	84,274	72,431	11,843	16.4
認定農業者	78,619	67,045	11,574	17.3
個人	74,540	63,415	11,125	17.5
法人	4,079	3,630	449	12.4
集落営農組織	5,655	5,386	269	5.0
特定農業団体	1,768	1,696	72	4.2
準ずる組織	3,887	3,690	197	5.3

○ 市町村特認適用数上位道県

単位：経営体

順位	道県名	市町村特認適用数
1	新潟県	3,162
2	秋田県	1,202
3	北海道	758
4	岩手県	523
5	山形県	500
6	宮城県	434
7	宮崎県	431
8	福島県	425
9	青森県	351
10	栃木県	319

○ 市町村特認適用申請経営体数

単位：経営体、%

	計	認定農業者	集落営農組織
市町村特認適用申請経営体数	10,569	10,376	193
市町村特認適用割合	12.5	13.2	3.4